

## 赤堀花しょうぶ園の花しょうぶが見頃を迎えます

国指定史跡「女堀」の遺構を利用した赤堀花しょうぶ園では、6月上旬から下旬にかけて花しょうぶが見頃を迎えます。見頃になると白や紫などの花しょうぶ約2万5,000株が、約500メートルにわたり一斉に咲きそろういます。ぜひお越しください。開花状況は市ホームページで確認してください。



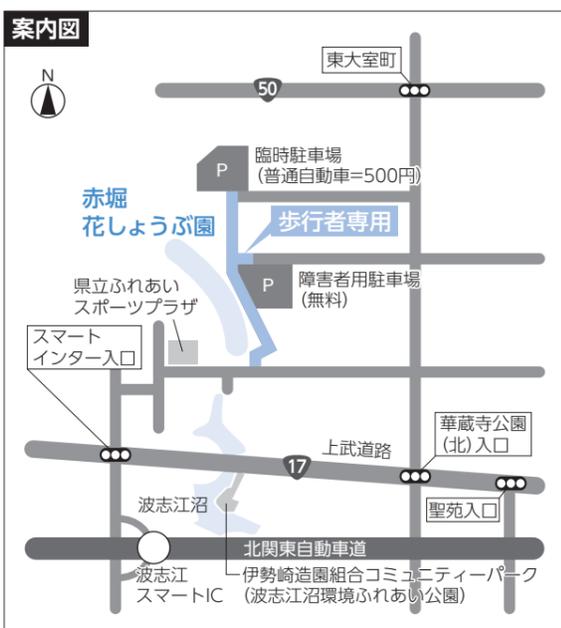
美しく咲く花しょうぶ

6月2日(金)から18日(日)までは、会場周辺の道路を交通規制し、歩行者専用道路となります。車で来園する場合は有料駐車場に駐車してください。



▲市ホームページ

問い合わせ 赤堀支所庶務課(☎62-9790、☎62-1151)・文化観光課(☎27-2759)



町田清家住宅は明治20(1887)年ごろに建築されたと考えられ、蚕種製造農家のうちのひとつとして、現存する建物が登録となりました。

### 登録の背景

境島村地区はかつて蚕種製造業(※)で名をはせた全国でも有数の地域であり、世界遺産田島弥平旧宅をはじめ、大型の蚕種製造農家の建物が数多く残っています。

町田清家住宅は、東西に長い2階建てで、蚕室として使用していた2階部分は、正面、背面が大きく開口し、明治中期以降の蚕種製造農家としての特徴



▲指定を受けた町田清家住宅主屋

※蚕種製造業はカイコの品種改良を行い、カイコに産卵させた台紙(種紙)を製造して販売する仕事

### 町田清家住宅主屋の特徴



▲交付式で登録プレートを持つ町田清さん(中央)と登録証を持つ妻・友子さん(右)

### 登録有形文化財とは

建築物や工作物のうち、おむね建設後50年を経過したもので、①歴史的景観に良い影響をもたらすもの、②建築物や工作物の造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないものいずれかとして国に認められた文化財です。

## 町田清家住宅主屋の登録有形文化財登録証交付式を行いました

「町田清家住宅主屋」は、令和3年10月14日に登録有形文化財として登録されました。このたび、文化庁から発行された登録証および登録プレートの交付式を行いました。

問い合わせ 文化財保護課(☎75)6672

### 登録証および登録プレートの交付式が行われました

4月24日、教育長から登録証および登録プレートの交付が行われました。所有者の町田清さんは、「長年にわたり、貴重な財産として大切に継承してきました。多くの人に境島村地区の登録有形文化財を知ってもらおうことで、歴史的な景観を守っていきたくて」と話しました。

が見られます。正面から見える場所などには極めて太い木材を使用し、全体的に豪壮な建築となっている一方で、室内の建具には、精巧な造作を用いるなど、繊細さも兼ね備えています。

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。※原則、本給付金のひとり親世帯分とひとり親世帯以外分を重複して受給できません

問い合わせ 子育て支援課(☎27)2750

### 対象

- ひとり親世帯Ⅱ表1の①から③のいずれかに該当する人
- ひとり親世帯以外Ⅱ表2の④から⑥のいずれかに該当する人

支給額 子ども1人当たり5万円

### 申請方法

- ①④に該当する人Ⅱ申請は

必要書類を添えて直接または郵送で子育て支援課へ ※令和6年3月分の児童手当・特別児童扶養手当対象児童にかかる本給付金の申請は令和6年3月15日(金)まで

※各支所市民サービス課でも受け付けます



▲ひとり親世帯の詳細はこちら

※申請書は子育て支援課・各支所市民サービス課にあります。ホームページからダウンロードもできます



▲ひとり親世帯以外の詳細はこちら

表1 ひとり親世帯分の支給対象

①	本年3月分の児童扶養手当を受給した人
②	公的年金を受給して本年3月分の児童扶養手当を受給していない人 ※児童扶養手当の申請をしていれば全額または一部停止になったと推測される人を含みます
③	食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

表2 ひとり親世帯以外分の支給対象

④	令和4年度に実施された低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(以下、令和4年度給付金)の支給対象となった人
⑤	令和4年度給付金の支給対象者以外で、平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童に限り、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に生まれた児童(以下、支給対象児童)を養育している人で、食費などの物価高騰の影響を受け、令和5年度の住民税均等割が非課税である人
⑥	支給対象児童を養育している人で、令和5年度の住民税均等割が非課税ではないが、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が令和5年度の住民税均等割が非課税である人と同じ水準になっている人

## 国保税の計算方法が変わります

本年度から、国民健康保険税(国保税)の減額の所得基準と課税上限額が変わります。

問い合わせ 国民健康保険課(☎27)2736

### 均等割・平等割が減額となる所得基準を変更

国保税は、世帯主と国民健康保険被保険者の前年所得の合計が一定の基準以下であった場合、均等割と平等割が減額されます。減額の割合は所得に応じて7割・5割・2割

表1 国保税減額の基準となる所得額と減額割合

世帯(世帯主と被保険者)の前年所得の合計	減額割合
43万円+【10万円×(給与所得者などの数-1)】以下の場合	7割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者などの数-1)】+ (29万円×被保険者数)以下の場合 令和4年度は28万5,000円	5割を減額
43万円+【10万円×(給与所得者などの数-1)】+ (53万5,000円×被保険者数)以下の場合 令和4年度は52万円	2割を減額

表2 年間の課税額の上限

	変更前	変更後
医療分	65万円	65万円(変更なし)
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円(変更なし)

課税上限額を変更 国保税の課税額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算して計算されます。3つの項目にはそれぞれ年間の課税額の上限が定められています。このうち後期高齢者支援金分の課税上限額が、本年度から表2のとおり変更となります。

です。このうち5割減額と2割減額の所得基準が、本年度から表1のとおり変更となります。